

令和2年度第1回権利擁護部会 委員意見まとめ

1 開催状況と協議事項

	時 期	協議事項
第1回	令和3年2月 【書面開催】	各事業の取組について ・ 地域で連携して支えるネットワークの構築 ・ 社協等による法人後見の実施 ・ 地域福祉権利擁護事業等の実施

2 いただいた主なご意見

【事業番号51 地域で連携して支えるネットワークの構築】

< ネットワークに係る会議について >

ねりま地域ネットワーク会議のメンバーの「関係機関」とは何かご説明ください。

関係機関とは、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、保健相談所、区の成年後見関係部署等を指します。

目標にある「ねりま地域ネットワーク会議」と2年度の「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」は同じものと考えて良いのか。

同じものです。計画策定時点は「ねりま地域ネットワーク会議」の名称でしたが、令和2年度から「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」に名称を変更しました。

ねりま成年後見ネットワーク連絡会は、書面開催のため、他の専門職の方々と交流を深めることができず残念だった。

検討支援会議は東西に分かれて開催され、事例について専門職の助言をもらえ、有意義な会議であった。地域包括支援センターのスタッフとも情報を共有して、ともにレベルアップを図っていきたい。

既存のネットワークとの関係を深めた取り組みがあれば記載することが望まれる。

< 意思決定の尊重について >

ネットワーク構築は大切なことだが、障害者本人の意思決定を尊重すること、専門職のみではなく、本人の事をよく知っている人の意見を聴く体制を整えてほしい。

< 候補者のマッチングについて >

候補者のマッチングについては、現場にお任せでは、実績がある専門職に集中しがちなところがあり、実績は少なくとも若くてやる気のある専門職に案件が回りにくいのではとの危惧がある。候補者の選択肢を将来的に増やすためにも、候補者選定の際は、できるだけ各専門職団体の意見を聞くようにした方が、練馬区のような案件が多い地区には重要なことと考える。

<会議開催の工夫について>

今後もすぐにコロナが収まるとは思えないので、色々と工夫して実際に顔を合わせて話ができる（オンラインにしても）機会を作るべきだと考える。

次年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の点が想定されますので、検討支援会議等では事例を抽象化して Web 会議形式で行うこと等を検討される必要もあるかもしれない。

【事業番号 53 社協等による法人後見の実施】

<社協による法人後見について>

社協の法人後見は、もっと増やすことは可能なのか。現況では年に何件くらいの対応が可能なのか。

ケースの困難度や職員体制等によって対応件数が変わってくるため、件数を示すことは難しいと考えています。社協の法人後見だけでなく、親族後見人や N P O 法人の支援など、後見人の選択肢を増やす取組を進めていきます。

社協による法人後見の実施については、今まで実施していなかったこともあり、踏み出すことが大変かと思う。微力だがお手伝いできることがあれば行っていきたい。

どのような案件が法人後見として相応しいか検討していることを表記してはどうか。

社協による法人後見はどのような人が対象になるのか。ある程度の要件が公表されると良いのではないか。

< N P O 法人の支援について >

区内 N P O 法人の活動を支援する具体的な方法が示されると良い。

区内 N P O 法人において、任意後見契約から取り組まれているという話を聞いた。

任意後見契約は、発効のタイミングの見立て等が難しく、発効させないままトラブルになった事例が弁護士のところへ多く持ち込まれる類型の一つなので、社協と N P O 法人との連携に際して、発効したものの件数等も情報共有されると良い。

【事業番号 56 地域福祉権利擁護事業等の実施】

<事業や資料について>

相談件数が昨年に比べて約 44% 増加とありますが、どのような関係機関からの相談なのか。

地域包括支援センター、行政機関、ケアマネジャー、医療機関などです。

地域福祉権利擁護事業と日常生活自立支援事業は同じものなのか、用語を統一して欲しい。

同じものです。国は「日常生活自立支援事業」とし、東京都など一部の自治体では「地域福祉権利擁護事業」としています。練馬区では、東京都に表記を合わせています。

令和6年度の目標値である、地域福祉権利擁護事業の利用者数188人と財産保全・手続き代行サービス利用者数50人の妥当性についてどう思うか。

成年後見制度の利用促進だけでなく、その他の権利擁護に係る事業も一体的に進めていく姿勢を示すため、目標値を高く設定しています。

成年後見人制度の利用につなげる意図があるようだが、もっと簡単に利用できる方法はないのか。

<利用者数の増加と職員体制について>

練馬区社協の地域福祉権利擁護事業の扱い件数は、以前から23区内では多い方だと聞いている。コロナの影響がどれだけあるかわからないが、現状かなり急激な増加をしているように思う。練馬区社協の事務処理が破綻することの無いよう、気を配る必要があると感じる。

地域福祉権利擁護事業の利用者数の増加に伴い、社協の職員の負担も大きくなっている。成年後見制度の利用が必要な利用者についてすみやかな対応を行い、新たな利用者の増加にも応えることができるように支援したい。

地域福祉権利擁護事業の利用者数は着実に伸びているため、それにしっかり対応できる職員等の体制を整備する必要がある。

<権利擁護事業について>

判断能力が不十分な人々への支援は成年後見制度と地域福祉権利擁護事業だけでは圧倒的に不十分である。その認識の上にな何をすべきなのかを計画に記載すべきではないか。

【自由意見】

高齢者で日常的な金銭管理が出来なくなっている人がいる場合、まずはどこの関係機関に相談したらよいのか。

担当の地域包括支援センターでご相談に応じます。

まだまだ現場の地域包括支援センターの職員にも後見制度に関するリテラシーにはばらつきがあり、検討支援会議に積極的に参加し、向上意欲があるところとないところに差があるように感じている。区としては、検討支援会議をより積極的に活用し、ノウハウの共有を図るよう現場に促すことも重要なのでは。

また、市民後見人の活躍の場を増やすには、経験者を増やすことが最も重要だが、どんな案件が市民後見人に向いているかの理解が、まだまだ現場に浸透していないように思う。専門職からのリレー案件のみならず、一定の考え方を現場に示すことも重要なのではないか。

知的障害者の親は、自分が元気な間は後見制度は使いたくない、ぎりぎりまで待つ、と言う人が多い。より使いやすく、本人のためになる制度として改善を重ねて欲しい。

各事業の推進にあたり、社協の職員の方々の負担が次第に大きくなっていると思う。

法人後見の展開や地域福祉権利擁護事業から成年後見への移行等でお手伝いできることがあれば、足手まといにならないように参加したい。

全体的に成年後見と地域福祉権利擁護事業の実績に止まり、施策 5 や取組項目内容の理解が表面的という印象を受ける。

事業番号 57 の「高齢者在宅生活あんしん事業」や葬儀・家財処分生前契約費用補助の制度について、まだまだ周知されていないので広報することも必要ではないか。